

報道各位

講演会「他人事ではない 空き家の話 ～今から一緒に考えてみませんか～」を開催します

令和5年4月1日より順次施行される民法等一部改正・相続土地国庫帰属制度について多くの方から知っていただくとともに、空き家・空き地問題について、身近な問題として考えるきっかけにさせていただくため、市民向けの講演会を開催します。

つきましては講演会の模様取材いただくとともに、広報にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○日時 令和4年12月22日（木）午後2時から午後4時まで

○会場 秋葉区文化会館 ホール（新潟市秋葉区新栄町4-23）

○対象者 市民 200人（事前募集）

○内容 【第一部：法律の改正等について説明】

講師：新潟地方法務局職員

【第二部：講演】

演題「将来、空き家で悩まないために今からできること」

講師：秋山 貴子氏（秋山貴子行政書士事務所 代表）

○共催 にいつまちづくり会議

○その他

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用、手指消毒、検温などの対策を講じて開催します。

【お問合せ】

新潟市秋葉区役所地域総務課 広報・安心安全グループ

電話：0250-25-5470（直通）

担当：松田・瀬野

講演会

他人事ではない

12/22 開催

空き家の話

～今から一緒に考えてみませんか～

相続や登記をしていない土地・建物はありますか。

令和5年4月以降、法律の改正により、不動産に関するルールが大きく変わります。

空き家、空き地の問題が起こらないように、考えてみませんか？

日時

12月22日（木）午後2時～午後4時まで

場所

秋葉区文化会館 ホール

内容

- ・法律の改正などについて説明（新潟地方法務局）
- ・講演

「将来、空き家で悩まないために今からできること」

講師 秋山 貴子さん（秋山貴子行政書士事務所代表）

定員

先着 200人

参加費無料

申し込み

12月15日（木）まで

①氏名②電話番号を電話、FAXまたはメールで
または新潟市「かんたん申し込み」から⇒⇒⇒⇒

問い合わせ

秋葉区役所地域総務課 広報・安心安全グループ

電話：0250-25-5470 FAX：0250-22-0228

E-mail：chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp

